

# 2021年度外国人留学生チューター制度について

## 1. チューター制度とは

チューター制度とは、本学に在籍する外国人留学生（以下「留学生」という。）に対して、留学生の指導教員の指導の下、大学が選定したチューターが教育・研究等について個別の課外指導を行い、留学生の学習・研究成果の向上を図ることを目的とする制度です。

チューターによる指導期間は、原則として、留学生の来日後1年以内とします（※ただし、日本語・日本文化研修留学生は、謝金チューター制度の利用不可）。

## 2. チューターの種類

チューターとして活動する場合は、活動開始前に、以下の①②のどちらかを選択してください。

① 謝金チューター	活動に関する実施報告提出の義務あり。謝金あり。
② ボランティアチューター	活動に関する実施報告提出の義務なし。謝金なし。

## 3. チューター実施の流れ

(1) Microsoft Forms上に、必要事項を入力し、送信する。

<https://forms.office.com/r/s3DBhriqY3>

(2) (チューターを依頼することとなった場合、)留学生・国際交流センター事務室から依頼の連絡が届く。

(3) 留学生及び留学生の指導教員と相談のうえ「実施計画書」を作成し、留学生・国際交流センター事務室へ提出する。※謝金チューターの場合は、あわせて「口座振込届出書」等を提出する。

(4) ボランティアチューターの場合は、留学生と相談しながら活動を行う。

謝金チューターの場合は、留学生と相談しながら活動を行うとともに、活動を行った月ごとに、「指導実施報告書及び実施内訳書」を作成し、留学生及び留学生指導教員の確認後、留学生・国際交流センター事務室に提出する。

※2021年度前期については、オンライン上の活動を推奨するものとし、謝金チューター活動としての条件を満たす場合は、謝金支払いの対象とします。

なお、チューター活動を対面で行う場合は、必ず、新型コロナウイルス感染症予防のための対策を徹底するようお願いします。

## 4. 謝金の支給申請について

(1) 実施期間及び指導実施報告書等の提出

【2021年度前期 活動実施時間】

2021年4月1日～2021年9月30日

【指導実施報告書及び実施内訳書の提出について】

- ・前期・後期の最初の実施月には、チューター本人の履修登録確認票(写)を提出してください。
- ・活動月の翌月7日までに留学生・国際交流センター事務室に届くよう、提出してください。

(2) 謝金単価、謝金支払可能な活動時間数及び日数等

謝金単価	1時間あたり950円（※所得税税抜前）
時間数	留学生1人当たり半期50時間以内（通年100時間以内）
日数	前・後期各25日を目安に、年間50日程度。

その他	<p><b>※以下の①～④の時間帯に行われた活動については、謝金支払不可。</b></p> <p>①チューター本人の履修登録がある時間帯(休講や時間変更等があった場合は申し出てく ださい。)</p> <p>②留学生が履修・聴講登録している時間帯</p> <p>③他から委嘱を受けて謝金が支給されている時間帯</p> <p>④22時以降～翌朝8:30までの時間帯</p> <p>※以下の⑤～⑥の時間帯に行われた活動については謝金支払可能ですが、できるだけ別の時 間帯に実施するようにしてください。</p> <p>⑤土・日・祝日、昼食・夕食等の休憩時間</p> <p>⑥留学生指導教員の出張日・休暇日</p>
-----	--

### (3) 指導実施報告書等記入上の注意事項

指導内容について、できる限り具体的に記入してください。謝金の支払いが認められるのは、教育・研究等についての個別の課外指導等に限られます。該当するかどうか不明な場合は事前に相談してください。

謝金チューター活動として認められるもの(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業科目等の予習・復習、レポート作成などの手伝い (※「初級集中日本語の予習・復習」など、具体的に記入してください。)</li> <li>・日本語(会話、漢字など)の指導(※友人同士のおしゃべりは不可)</li> <li>・来日当初の生活サポート(官公庁・最初の買い物等への付き添い)</li> </ul>
謝金チューター活動として認められないもの(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光案内 ・文化祭紹介 ・来日後数ヶ月を経た後の日常の買い物の手伝い</li> <li>・会食 ・調理の手伝い ・帰国準備での荷物梱包や資材購入 など</li> </ul> <p><b>※観光や個人的な付き合い等は不可。</b></p>

#### 《注意事項》

- ・実施報告書はボールペン(フリクションペン不可)で記入してください。
- ・シャチハタ印は使用不可。
- ・訂正する場合は二重線を引き、その上から訂正印を押してください(修正ペン・修正テープ等は不可)。
- ・提出する前に、書類に不備がないか確認してください。特に、活動実施時間と自分の授業時間とが重複している場合が多く見受けられます。必ず確認してください。

## 5. 2021年度前期の謝金チューター活動について

オンライン活動時間もチューター活動時間としてカウントされますので、渡日希望留学生については、渡日が実現した際の生活立ち上げ支援についても実施できるよう、時間配分(謝金チューターの場合:半期50時間以内)にご注意ください。

- ・対面で支援する際は、マスク着用を徹底する等、常に感染防止を念頭に置きつつチューター活動を実施してください。

#### 【問合せ先】

留学生・国際交流センター事務室(古橋・小川)  
 電話: 028-649-8166, 8167  
 メール: exchange@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp